

「新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会」

令和6年3月22日(金)に「新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会」が豊根村役場にて開催されました。協議会の活性化を目的とした規約・役員の改正や新豊根ダムにおける社会実験に関する議案等、新豊根ダム水源地域の活性化に向けて活発な議論が交わされました。

【日 時】令和6年3月22日(金)

【参加者】豊根村・豊根村商工会・豊根村観光協会・豊根村下黒川区長・大入の郷代表
電源開発株式会社佐久間電力所・浜松河川国道事務所・新豊根ダム管理支所
計11名

【場 所】豊根村役場 2F会議室



協議会の様子



社会実験ポスター

新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、水源地域ビジョンの基本方針に基づき、ダム湖・水源地域の情報発信、自然とふれあうイベント、ものづくり体験等とおして、水を軸にした上下流交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等を行うために、新豊根ダム周辺の地域資源と連携した水辺空間の利活用を検討し、会員相互が連携・協力して、水源地域の活性化を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本協議会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

(事務局)

第4条 本協議会の事務局は、豊根村地域振興課に置くものとする。

(事 業)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会を開催し、ダム水源地域の情報発信、イベント、その他水源地域に関する活動に関して会員相互の連携、協力を行う。
- (2) 「かわまちづくり制度」や「地域に開かれたダム事業」を活用し、新豊根ダム周辺の地域と水辺空間の一体的な整備及び交流拠点となる賑わいの場（ハード整備・ソフト施策）を生み出す施策を検討する。
- (3) 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定し、営業活動を行う事業者等による水辺の利用等、官民が連携した水辺の利活用を推進し、賑わい創出を考慮した上で、ソフト施策を検討する。
- (4) 「かわまちづくり支援制度申請」及び「都市・地域再生等利用区域指定」に向け、社会実験等での企画検討・実施を行い、賑わいの場づくりに向けた地域の盛り上がりを実現する取組みを進める。

(役 員)

第6条 本協議会には、次の役員を置く。

1. 会 長 1名（豊根村副村長）
2. 会長は、委員の互選により定める。

(任 務)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 1 会議には、会長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 2 会議の運営を円滑に進めるため、整備地区単位の検討を行う分科会を設けることができる。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 やむを得ない理由のため会長が会議に出席できない場合は、代理が会議の議長を務める。

(会 議)

第8条 協議会は、会長が必要と認める場合に開催する。

(任 期)

第9条 会員の任期は、毎年度末までとするが、特に疑義等が生じない限り、次年度へ継続するものとする。

(議事録)

第10条 協議会の議事録は、会長又は副会長が作成し、保存するものとする。

(規約の変更)

第11条 本規約の変更は、本協議会に因り決定する。

(施 行)

第12条 本規約は、平成18年8月30日より施行する。

(附 則)

平成20年8月7日一部改訂（協議会と分科会を統合し、分科会を廃止）

（豊根村 総務課長及び教育長を会員から削除）

令和6年3月22日改定（目的に水辺空間の利活用の検討を追加）

（事業内容の変更）

（会長の変更、副会長、会員の記述を削除）

（任務、会議の開催の変更）

（委員の構成を変更）

別紙

新豊根ダム水源地域ビジョン推進協議会 会員

会長（※候補）	豊根村 副村長
新豊根ダム地域区長	下黒川区長
地域住民活動団体	豊根村商工会 会長
地域住民活動団体	豊根村観光協会 会長
地域住民活動団体	大入の郷 代表
共同管理者	電源開発株式会社 水力発電部 中部支店
	佐久間電力所 所長代理
行政	豊根村 地域振興課長
行政	豊根村 商工観光課長
行政	国土交通省 中部地方整備局
	浜松河川国道事務所 河川管理課長
行政	国土交通省 中部地方整備局
	浜松河川国道事務所 新豊根ダム管理支所長

<参考>支援組織

流域自治体	東栄町（副町長）
流域自治体	浜松市 天竜区佐久間支所（支所長）
行政	愛知県 新城設楽建設事務所 設楽支所（管理課長）
行政	愛知県 新城設楽農林水産事務所 森林整備課（課長）
行政	静岡県 浜松土木事務所天竜市局（支局長）
行政	静岡県 北遠農林事務所 森林整備課（課長）
行政	国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所（副所長）

※支援組織は、行政に係る専門分野での支援を行う。